

16 臨床栄養師認定登録に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、臨床栄養師資格認定規則第8条に規定する臨床栄養師の認定登録（以下「登録」という。）及び認定登録手続について、必要事項を定める。

(資格認定名簿)

第2条 臨床栄養師資格認定細則第4条の規定により、資格認定が決定した者（以下「資格認定者」という。）の氏名等は、「臨床栄養師となる資格を有する者名簿」（以下「名簿」という。）（様式第（登）－05号）に記載する。

2 前項の資格認定者の他に名簿に記載される者は、次のとおりとする。

- (1) 登録に関する規則第6条第1項の規定により登録延期申請を行った者
- (2) 登録に関する規則第8条第1項の規定により登録更新が認められなかった者

(認定登録)

第3条 資格認定者が、認定登録臨床栄養師となるには、所定の登録料を納付のうえ、臨床栄養師認定登録申請書（様式第（登）－01号）及び登録料の郵便振替振込み受領証のコピーを学会へ提出して行う。

2 前項の認定登録臨床栄養師を、「臨床栄養師認定登録名簿」（以下「登録名簿」という。）（様式第（登）－06号）に登録する。

3 前項の登録名簿に登録された臨床栄養師には、臨床栄養師証票（様式第（証）－01号）及び臨床栄養師章（様式第（証）－02号）を交付する。

(認定登録の要件)

第4条 認定登録の要件は、登録申請時において、管理栄養士であって、一般社団法人 日本健康・栄養システム学会の会員であること。

(記載省略)

第5条 第3条第2項の規定によって登録された者は、第2条に定める名簿への記載を省略する。

(認定登録申請者の登録の延期)

第6条 諸般の事情により認定登録申請を延期（3年を限度）したい者（以下「認定登録申請延期者」という。）は、臨床栄養師認定登録延期申請書（様式第（登）－02号）を学会に提出しなければならない。

2 前項の認定登録申請延期者は、第3条第2項に規定する登録名簿から第2条に規定する名簿に移記する。

3 認定登録申請をする時点では、学会会員でなければならない。

4 第1項の期間（3年）を経過した者は、臨床栄養師となる資格の効力を失うものとする。

(認定登録の更新)

第7条 臨床栄養師は、平成20年4月1日を起点(年度の途中で新たに登録をした者にあつては、その翌年の4月1日を起点)として、第2項各号に定める登録期間ごとに登録の更新を行う(別表7)。

2 臨床栄養師は、登録の更新に必要な継続研修を次の各号にしたがって、順次履修しなければならない。

- (1) 前項に定める起点を経過した後の最初(第1回目)の登録期間を5会計年度とし、その間に100単位(新たに登録した日から起点までの履修単位数を含む。)
- (2) 前号の次以降(第2回目以降)の登録期間を5会計年度とし、その間に100単位
- (3) 臨床栄養師研修登録第1,2回生は平成23年3月に、同3回生は全員に平成24年3月の登録を認める。
- (4) 平成28年4月1日以降の認定登録の更新から、登録期間を5会計年度毎とする。
- (5) 60歳以降に認定登録の更新をした臨床栄養師は、退会までの臨床栄養師委嘱者として以降の更新を免除する。

3 第2項の各号に定める登録期間内の履修単位は、各年度に平均化するよう努めるものとする。

4 認定登録更新にあつては、登録期間満了までに臨床栄養師認定登録更新申請書(様式第(登)-08号)、臨床栄養師継続研修履修参加記録簿(様式第(継)-10号)を提出し、更新後所定の登録料を納付する。

(更新の条件不適合)

第8条 継続研修の履修について、前条第2項各号に定める登録期間内において所定の履修単位に満たない者(以下「履修条件不適合者」という。)は、登録更新を認めない。

2 前項の履修条件不適合者は、第3条第2項に規定する登録簿から第2条に規定する名簿に移記する。

3 前項の名簿に移記された者は、登録の更新に必要な履修単位の不足分を次の年度において履修することにより、その翌年度の4月1日付で登録の更新を行う。

4 前項の規定により、1会計年度遅れて登録を更新した者にあつては、前条第2項の規定により、当該登録の更新日から所定の登録期間毎に更新を行う。

(猶 予)

第9条 臨床栄養師は、次の各号に該当する場合には、臨床栄養師継続研修履修義務猶予申請書(様式第(登)-09号)を学会に提出し、次項の承認により、第7条第2項の規定による継続研修の履修義務を猶予されることができる。

- (1) 病気等により2か月以上の治療等をしたとき
- (2) 2か月以上の海外出張等をしたとき
- (3) その他継続研修を履修できない次のような事案が発生したとき
 - ① 兼務を認めない公職についたとき
 - ② 風水害等に被災し、臨床栄養師業務の従事が不能となったとき

③ その他諸般の理由により臨床栄養師継続研修が不能となったとき

2 前項の申請書が提出され、学会の臨床栄養師研修委員会で審議し、理事会において承認された場合、継続研修の履修義務を5年間まで猶予する。

4 第2項の猶予期間中に登録の更新期が到来する場合にあつては、第7条の規定にかかわらず登録の更新を休止し、猶予期間満了後において次条の規定によるものとする。

(猶予期間の満了)

第10条 前条の猶予期間が満了した者の履修すべき継続研修は、猶予開始年度の履修単位とし、以後順次、履修義務を負う。

(通知)

第11条 学会は、次の書類等にて会員に通知する。

(1) 第3条第2項の記載を証する書類

臨床栄養師認定登録簿登録通知書

様式第(登)ー07号

(2) 第6条第1項の承認を証する書類

臨床栄養師認定登録延期申請の承認通知書

様式第(登)ー03号

臨床栄養師認定登録延期申請の却下通知書

様式第(登)ー04号

(3) 第9条第2項の審議結果を証する書類

臨床栄養師継続研修履修義務猶予申請の承認通知書

様式第(登)ー10号

臨床栄養師継続研修履修義務猶予申請の却下通知書

様式第(登)ー11号

2 前項のうち、第2号及び第3号に係る処理については、理事会の承認を必要とする。

(書類様式)

第12条 この規則に規定する書類等の様式については、臨床栄養師登録手続書類様式細則を別に定める。

(費用等)

第13条 臨床栄養師認定登録にかかる費用等については、臨床栄養師資格認定等費用細則を別に定める。

付 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成22年6月に改定し、平成22年7月1日から施行する。

3 この規則は、平成27年3月に改定し、平成27年4月1日から施行する。

4 この規則は、令和2年3月に改定し、令和2年4月1日から施行する。

別表 7 登録更新について

継続研修の登録更新を行う者は、下記の期日に登録更新の手続きを行うものとする。

	認定年月	第1回 研修(登録)終了日	第1回 登録更新書類 提出期限	第2回 研修(登録)終了日	第2回 登録更新書類 提出期限	第3回 研修(登録)終了日	第3回 登録更新書類 提出期限
第1回生	H19(2007)年6月	H23(2011)年3月31日	H23(2011)年4月10日	H26(2014)年3月31日	H26(2014)年4月10日	H31(2019)年3月31日	H31(2019)年4月10日
第2回生	H20(2008)年6月	H24(2012)年3月31日	H24(2012)年4月10日	H27(2015)年3月31日	H27(2015)年4月10日	R2(2020)年3月31日	R2(2020)年4月10日
第3回生	H21(2009)年6月	H25(2013)年3月31日	H25(2013)年4月10日	H30(2018)年3月31日	H30(2018)年4月10日	R5(2023)年3月31日	R5(2023)年4月10日
第4回生	H22(2010)年6月	H26(2014)年3月31日	H26(2014)年4月10日	H31(2019)年3月31日	H31(2019)年4月10日	R6(2024)年3月31日	R6(2024)年4月10日
第5回生	H23(2011)年6月	H27(2015)年3月31日	H27(2015)年4月10日	R2(2020)年3月31日	R2(2020)年4月10日	R7(2025)年3月31日	R7(2025)年4月10日
第6回生	H24(2012)年6月	H30(2018)年3月31日	H30(2018)年4月10日	R5(2023)年3月31日	R5(2023)年4月10日	R10(2028)年3月31日	R10(2028)年4月10日
第7回生	H25(2013)年6月	H31(2019)年3月31日	H31(2019)年4月10日	R6(2024)年3月31日	R6(2024)年4月10日	R11(2029)年3月31日	R11(2029)年4月10日
第8回生	H26(2014)年6月	R2(2020)年3月31日	R2(2020)年4月10日	R7(2025)年3月31日	R7(2025)年4月10日	R12(2030)年3月31日	R12(2030)年4月10日
第9回生	H27(2015)年6月	R3(2021)年3月31日	R3(2021)年4月10日	R8(2026)年3月31日	R8(2026)年4月10日	R13(2031)年3月31日	R13(2031)年4月10日
第10回生	H28(2016)年6月	R4(2022)年3月31日	R4(2022)年4月10日	R9(2027)年3月31日	R9(2027)年4月10日	R14(2032)年3月31日	R14(2032)年4月10日
第11回生	H29(2017)年6月	R5(2023)年3月31日	R5(2023)年4月10日	R10(2028)年3月31日	R10(2028)年4月10日	R15(2033)年3月31日	R15(2033)年4月10日
第12回生	H30(2018)年6月	R6(2024)年3月31日	R6(2024)年4月10日	R11(2029)年3月31日	R11(2029)年4月10日	R16(2034)年3月31日	R16(2034)年4月10日
第13回生	R1(2019)年6月	R7(2025)年3月31日	R7(2025)年4月10日	R12(2030)年3月31日	R12(2030)年4月10日	R17(2035)年3月31日	R17(2035)年4月10日
第14回生	R2(2020)年6月	R8(2026)年3月31日	R8(2026)年4月10日	R13(2031)年3月31日	R13(2031)年4月10日	R18(2036)年3月31日	R18(2036)年4月10日
第15回生	R2(2021)年6月	R8(2027)年3月31日	R8(2027)年4月10日	R13(2032)年3月31日	R13(2032)年4月10日	R18(2037)年3月31日	R18(2037)年4月10日